

11月14日、厚生労働省の医道審議会分科会は崎濱盛三医師に対し、医業停止1年の行政処分を決定しました。この決定に対し、講談社は同日、以下の見解を発表いたしましたので、ご報告いたします。

【講談社見解】

今回の決定は奈良地検の不当な捜査に端を発する一連の司法判断を追認するばかりか、他のケースと比較してもあまりに重い処分であり、到底容認できるものではありません。精神医療の現場を無視し、嘆願書に署名した1万人を超える方々の心情をも踏みにじる決定に強く抗議します。弊社としてはこのような結果を引き起こした責任を痛感しており、崎濱医師に心よりお詫び申し上げます。